

民事調停委員及び家事調停委員に対する地方裁判所長表彰又は家庭裁判所長表彰について

平成元年4月1日民二第844号地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成6年12月7日民二第410号
平成18年3月29日民二第002642号

標記の表彰を下記の要領によって実施してください。

なお、表彰の実施に当たっては、予算の示達上、表彰人数を別紙様式により毎年10月31日までに、民事調停委員については民事局長あて、家事調停委員については家庭局長あて報告してください。

記

1 表彰の基準

民事調停委員又は家事調停委員で、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に退任したもの又は退任する予定のもののうち、原則として年齢68歳以上であって、おおむね8年以上にわたり職務に精励し、調停制度の発展に特に貢献したものに対して行う。

なお、民事調停委員及び家事調停委員に併せて任命されていた者又は任命されている者については、いずれか一方の調停委員として行うものとする。

2 表彰の方法

表彰は、地方裁判所長又は家庭裁判所長の表彰状又は感謝状を贈呈して行う。

3 表彰の時期

表彰は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行う。

4 被表彰者

被表彰者は、毎年、地方裁判所又は家庭裁判所が定める（割当予算の範囲内で若干人の増員又は減員をすることは差し支えない。）。

5 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰日の前日までに死亡した場合には、生前の日付で表彰を行うことができる。

6 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途予算の示達が行われる。

付 記

この通達は、平成元年4月1日から実施する。

付 記（平6.12.7民二第410号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付 記（平18.3.29民二第002642号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

(別紙様式)

〇〇裁判所長表彰人等報告

(庁名) 裁判所

退任者及び退任予定者の総数	
うち本通達に基づく表彰を受ける者の数	

(注) 標題の「〇〇」には「地方」又は「家庭」と記載する。